

(19)日本国特許庁(JP)

(12)公開特許公報(A)

(11)公開番号

特開2023-76226

(P2023-76226A)

(43)公開日 令和5年6月1日(2023.6.1)

(51)国際特許分類

G 0 6 Q 20/06 (2012.01)

F I

G 0 6 Q 20/06 3 0 0

テーマコード(参考)

5 L 0 5 5

審査請求 有 請求項の数 6 O L (全30頁)

(21)出願番号 特願2021-189519(P2021-189519)  
 (22)出願日 令和3年11月22日(2021.11.22)  
 (11)特許番号 特許第7140901号(P7140901)  
 (45)特許公報発行日 令和4年9月21日(2022.9.21)

(71)出願人 519110124  
 P a y P a y 株式会社  
 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号  
 (74)代理人 110002147  
 弁理士法人酒井国際特許事務所  
 (72)発明者 大塚 千壽子  
 東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 P a  
 y P a y 株式会社内  
 F ターム(参考) 5L055 AA14

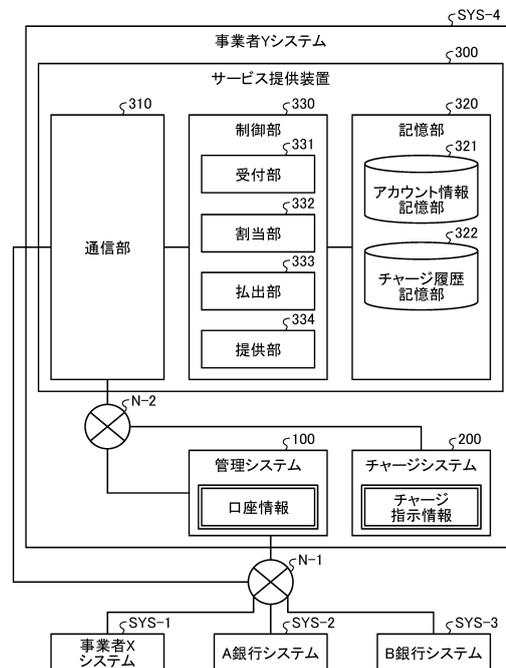
(54)【発明の名称】 情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラム

(57)【要約】

【課題】デジタルマネーに関するサービスの利用を促進すること。

【解決手段】本願に係る情報処理装置は、受付部と、割当部とを有する。受付部は、デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける。割当部は、チャージ指示が受け付けられた後、チャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するための原資の入金が確認されることを条件に、チャージ指示において指定されたチャージ予定額の割当を実行する。

【選択図】図3



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける受付部と、  
前記チャージ指示が受け付けられた後、前記チャージ指示に応じたチャージ指示取引に  
充当するための原資の入金が確認されることを条件に、前記チャージ指示において指定さ  
れたチャージ予定額の割当を実行する割当部と  
を有することを特徴とする情報処理装置。

## 【請求項 2】

前記割当部は、  
前記原資が入金される口座に紐付くメインウォレットに対して、前記原資に相当する所 10  
定の残高が加算されることを条件に、前記チャージ予定額の割当を実行する  
ことを特徴とする請求項 1 に記載の情報処理装置。

## 【請求項 3】

前記割当部は、  
前記チャージ指示において指定されるチャージの名目に対応するサブウォレットに対し  
て、前記所定の残高から前記チャージ予定額を割り当てる  
ことを特徴とする請求項 2 に記載の情報処理装置。

## 【請求項 4】

前記チャージ指示取引に充当されなかった前記メインウォレットの残高を、予め規定す  
る払出サイクルに従って前記サービス利用者へ払い出す払出部 20  
をさらに有することを特徴とする請求項 2 に記載の情報処理装置。

## 【請求項 5】

前記サービス利用者からの要求に応じて、前記チャージ指示に応じて実行したデジタル  
マネーのチャージに関わる詳細情報を提供する提供部  
をさらに有することを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 つに記載の情報処理装置。

## 【請求項 6】

コンピュータが実行する情報処理方法であって、  
デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける受付工程と、  
前記チャージ指示が受け付けられた後、前記チャージ指示に応じたチャージ指示取引に  
充当するための原資の入金が確認されることを条件に、前記チャージ指示において指定さ 30  
れたチャージ予定額の割当を実行する割当工程と  
を含むことを特徴とする情報処理方法。

## 【請求項 7】

デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける受付手順と、  
前記チャージ指示が受け付けられた後、前記チャージ指示に応じたチャージ指示取引に  
充当するための原資の入金が確認されることを条件に、前記チャージ指示において指定さ  
れたチャージ予定額の割当を実行する割当手順と  
をコンピュータに実行させることを特徴とする情報処理プログラム。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】 40

## 【0001】

本発明は、情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムに関する。

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、主に企業と個人との間の商取引におけるキャッシュレス決済手段が広く消費者に  
認知されているが、特に、その利便性から、ユーザ個人が所有するスマートフォンなどの  
ユーザ端末を用いてオンラインで行われる電子決済サービスが広く消費者の間に浸透しつ  
つある。

## 【0003】

また、昨今、政府では、このような電子決済サービスにおいて、電子マネーや仮想通貨 50

といったデジタルマネーにより給与の支払いを行う、所謂「給与のデジタル払い」の導入が検討されており、デジタルマネーに関するサービスのさらなる普及が見込まれる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2007-328549号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来の技術は、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進する上で改善の余地がある。 10

【0006】

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進できる情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本願に係る情報処理装置は、受付部と、割当部とを有する。受付部は、デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける。割当部は、チャージ指示が受け付けられた後、チャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するための原資の入金が確認されることを条件に、チャージ指示において指定されたチャージ予定額の割当を実行する。 20

【発明の効果】

【0008】

実施形態の一態様によれば、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進できるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】図1は、本実施形態に係る情報処理の概要を示す図である。

【図2】図2は、本実施形態に係る情報処理の概要を示す図である。

【図3】図3は、本実施形態に係る事業者Yシステムの構成例を示すブロック図である。 30

【図4】図4は、本実施形態に係る口座情報の概要を示す図である。

【図5】図5は、本実施形態に係るチャージ指示情報の概要を示す図である。

【図6】図6は、本実施形態に係るアカウント情報記憶部に記憶されるアカウント情報の概要を示す図である。

【図7】図7は、本実施形態に係るチャージ履歴記憶部に記憶されるチャージ履歴の概要を示す図である。

【図8】図8は、本実施形態に係る情報処理システムにおける全体的な処理の流れを示すシーケンス図である。

【図9】図9は、本実施形態に係るサービス提供装置の処理手順例を示すフローチャートである。 40

【図10】図10は、変形例に係るサービス提供装置の構成例を示す図である。

【図11】図11は、本実施形態または変形例に係るサービス提供装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下に本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムを実施するための形態（以下、「本実施形態」と呼ぶ）について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る情報処理装置、情報処理方法及び情報処理プログラムが限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付し、重複する説明は省略される。 50

## 【 0 0 1 1 】

〔 1 . 本実施形態に係る情報処理の一例 〕

以下、図 1 および図 2 を用いて、本実施形態に係る情報処理の一例について説明する。  
図 1 および図 2 は、本実施形態に係る情報処理の概要を示す図である。

## 【 0 0 1 2 】

図 1 に示すように、本実施形態に係る情報処理システム S Y S は、事業者 X システム S Y S - 1 と、A 銀行システム S Y S - 2 と、B 銀行システム S Y S - 3 と、事業者 Y システム S Y S - 4 とを含む。なお、図 1 は、本実施形態に係る情報処理システム S Y S の一例を示しており、図 1 には示されていない他の事業者が運営および管理する事業管理システムが含まれていてもよい。

10

## 【 0 0 1 3 】

以下の説明において、事業者 X システム S Y S - 1 を事業者 X と記載し、A 銀行システム S Y S - 2 を「A 銀行」と記載し、B 銀行システム S Y S - 3 を「B 銀行」と記載して説明する場合がある。

## 【 0 0 1 4 】

事業者 X システム S Y S - 1、A 銀行システム S Y S - 2、B 銀行システム S Y S - 3、及び事業者 Y システム S Y S - 4 は、ネットワーク N - 1 (たとえば、図 3 参照) に接続される。事業者 X システム S Y S - 1、A 銀行システム S Y S - 2、B 銀行システム S Y S - 3、及び事業者 Y システム S Y S - 4 は、ネットワーク N - 1 を通じて、相互に通信できる。

20

## 【 0 0 1 5 】

事業者 X システム S Y S - 1 は、たとえば、所定の事業を営む事業者 X により運営および管理される事業管理システムである。事業者 X システム S Y S - 1 は、たとえば、単独のサーバ装置やワークステーション、複数のサーバ装置及び複数のストレージ装置が協働して動作するクラウドシステムなどにより実現される。なお、事業者 X は、事業者 X システム S Y S - 1 の代わりに、たとえば、スマートフォンや、タブレット型端末や、ノート型 P C ( Personal Computer ) や、デスクトップ P C や、携帯電話機や、P D A ( Personal Digital Assistant ) や、ウェアラブル端末などの情報処理装置を利用してよい。

## 【 0 0 1 6 】

また、事業者 X システム S Y S - 1 は、所定の情報処理を実現する制御情報を事業者 Y システム S Y S - 4 から受け取った場合には、制御情報に従って情報処理を実現する。ここで、制御情報は、たとえば、J a v a S c r i p t ( 登録商標 ) 等のスクリプト言語や C S S ( Cascading Style Sheets ) 等のスタイルシート言語、J a v a ( 登録商標 ) 等のプログラミング言語、H T M L ( HyperText Markup Language ) などのマークアップ言語などにより記述される。なお、本実施形態では、事業者 Y システム S Y S - 4 から配信される所定のアプリケーションそのものを制御情報とみなしてもよい。

30

## 【 0 0 1 7 】

A 銀行システム S Y S - 2 は、事業者 X の取引銀行の 1 つである A 銀行により運営および管理される銀行システムである。A 銀行システム S Y S - 2 は、たとえば、単独のサーバ装置やワークステーション、複数のサーバ装置及び複数のストレージ装置が協働して動作するクラウドシステムなどにより実現される。

40

## 【 0 0 1 8 】

B 銀行システム S Y S - 3 は、後述する事業者 Y の取引銀行の 1 つである B 銀行により運営および管理される銀行システムである。B 銀行システム S Y S - 3 は、たとえば、単独のサーバ装置やワークステーション、複数のサーバ装置及び複数のストレージ装置が協働して動作するクラウドシステムなどにより実現される。

## 【 0 0 1 9 】

たとえば、A 銀行システム S Y S - 2 および B 銀行システム S Y S - 3 は、銀行口座の利用履歴として、各カード会社や、各種サービスの提供者による銀行口座からの引き落と

50

しに関する情報（たとえば、引き落としした金額や、引き落としした日時など）や、現在の口座情報（口座残高など）などを、銀行利用者に対応付けて管理する。なお、銀行利用者は、事業者Yにより提供されるデジタルマネーに関する各種サービスのサービス利用者である場合があり得る。

【0020】

事業者YシステムSYS-4は、デジタルマネーに関する各種サービスを提供する事業を営む事業者Yにより運営および管理される事業管理システムである。事業者YシステムSYS-4は、デジタルマネーの残高を管理する管理システム100と、デジタルマネーのチャージ処理を実行するチャージシステム200と、本実施形態に係る情報処理装置の一例であるサービス提供装置300とを含む。なお、図1は、事業者YシステムSYS-4の一例を示しており、説明は省略するが、決済手段や決済サービスにおける決済処理を実行する決済システム（たとえば、サーバ装置）などが含まれていてもよい。

10

【0021】

管理システム100、チャージシステム200、及びサービス提供装置300は、単独のサーバ装置やワークステーション、複数のサーバ装置及び複数のストレージ装置が協働して動作するクラウドシステムなどにより実現される。

【0022】

管理システム100は、事業者Yが提供する電子決済サービスを利用するために、各サービス利用者が所有するデジタルマネーの口座（以下、「マネー口座」と称する。）に対する入出金を管理する。サービス利用者には、取引対象の提供者である事業者などのビジネスユーザや、事業者などから取引対象の提供を受ける一般消費者などの個人ユーザが含まれ得る。

20

【0023】

チャージシステム200は、サービス利用者からのチャージ指示に従って、マネー口座間においてデジタルマネーの移動を行うことで、マネーチャージを実現する。なお、デジタルマネーとは、たとえば、各種企業が独自に用いるポイントや通貨などであってもよく、日本円やドルなどの国家により提供される貨幣を電子的に取引可能としたものであってもよい。

【0024】

サービス提供装置300は、上述した管理システム100及びチャージシステム200と連携して、事業者Yがサービス利用者に提供するデジタルマネー（電子マネー）に関する各種サービスに関する処理を実行する。

30

【0025】

上述した各種サービスは、決済手段や決済サービスのように、商品の購入や役務の提供に対する対価の提供（債務の精算）のためのものに限定されるものではない。たとえば、上述した各種サービスは、複数の利用者が有する口座間の送金に関する機能を有していてもよい。すなわち、上述した各種サービスは、サービス利用者や店舗など、デジタルマネーの所有者と紐づく任意の所有者の口座間におけるデジタルマネーの送受信を制御するサービスを含んでよい。すなわち、本実施形態に係る各種サービスは、デジタルマネーのやり取りを実現するための各種制御（電子マネーを介した各種の口座間送金制御のみならず、電子マネー口座と銀行口座間のやり取りに関する制御や、分割、ボーナス払いに伴う処理といった各種債権処理、その他電子マネーを含む財産のやり取りに関する各種制御）を実行する取引手段や取引サービスであれば、任意の態様で提供されるものであってもよい。また、このような取引手段や取引サービスが実現する各種の制御には、決済に関する制御と送金に関する制御の両方が含まれていてもよく、いずれか一方のみが含まれていてもよい。すなわち、「取引」とは、電子マネーに関する「決済」のみならず、電子マネーの「送金」やその他各種の処理をも含む概念である。すなわち、サービス提供装置300は、任意の所有者間における電子マネーのやり取りを制御する取引手段を実現するサーバ装置などの情報処理装置であってもよい。

40

【0026】

50

また、事業者 Y が提供するデジタルマネーに関する各種サービスには、サービス利用者に対して、事業者 Y が保有する口座と 1 対 1 に紐付く法人アカウントを提供する法人アカウントサービスと、デジタルマネーを所定のアカウントにチャージするマネーチャージサービスとが含まれる。これらのサービスは、一体不可分の組合せで提供される。

【 0 0 2 7 】

法人アカウントには、サービス利用者へ付与される法人アカウントに紐付くメインウォレットとサブウォレットとが含まれている。メインウォレットは、デジタルマネーの入金（残高の加算）と、デジタルマネーの出金（残高の払出）を受け付ける。サブウォレットは、サービス利用者からのチャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するチャージ予定額の割り当てを受け付ける。なお、チャージ指示取引に対する充当は、たとえば、取引単位で行われる。チャージ取引単位は、法人アカウントにおけるサブウォレットに紐付くマネーチャージサービスの単位を意味する。具体的には、チャージ指示は、サブウォレットの接続先になっているサービスシステム側（たとえば、サブウォレットに紐付くマネーチャージサービスを提供するサービスシステム側）に向かって行うことが想定される。つまり、サービスシステム側がチャージ指示を受け取り、そのチャージ指示取引の充当をサブウォレット内で行うことが想定される。よって、このアクション（サブウォレット内でチャージ指示取引の充当を行うアクション）の前段で、対象金額（チャージ指示において指定された金額）がメインウォレットからサブウォレットに移動される（割り当てられる）ことになる。これに伴い、チャージ指示取引に充当するための原資の入金指示についてもチャージ取引単位で行われる。

【 0 0 2 8 】

マネーチャージサービスには、サービス利用者が従業員に対して給与をデジタルマネーで支払うサービスや、サービス利用者が従業員に対して出張費用や飲食代などの経費をデジタルマネーで支払うサービスなどの各種マネーチャージサービスが準備されている。サービス利用者は、各種マネーチャージサービスを適宜選択して利用できる。サービス利用者が選択したマネーチャージサービスは、サービス利用者へ提供される法人アカウントに紐付けられる。

【 0 0 2 9 】

以下、事業者 X が、事業者 Y により提供されるサービスのサービス利用者である場合を題材として、事業者 Y システム S Y S - 4 により実行される情報処理について事例を交えて説明する。

【 0 0 3 0 】

図 1 に示すように、事業者 X は、事業者 X システム S Y S - 1 を操作し、チャージ指示を事業者 Y システム S Y S - 4 に送信する（ステップ S 1）。

【 0 0 3 1 】

事業者 X により送信されるチャージ指示は、「チャージ先 I D」の項目と、「予定額」の項目と、「予定日」の項目と、「名目」の項目とで構成される。「チャージ先 I D」の項目には、チャージ先のアカウントを示す情報が記録される。「予定額」の項目には、チャージ先へのチャージ予定額を示す情報が記録される。「予定日」の項目には、チャージ先へのチャージ予定日を示す情報が記録される。「名目」の項目には、チャージの名目を示す情報が記録される。

【 0 0 3 2 】

図 1 に例示されるチャージ指示には、3 つのチャージ指示が含まれている。たとえば、1 つ目のチャージ指示は、アカウント：「U # 0 0 1」をチャージ先として、「給与」というチャージの名目で、チャージ予定日を「2 0 2 1（年）/ 9（月）/ 2 7（日）」に指定し、チャージ予定額を「3 0 0 , 0 0 0 円」に指定したチャージ指示である。また、2 つの目のチャージ指示は、アカウント：「U # 0 0 2」をチャージ先として、「給与」というチャージの名目で、チャージ予定日を「2 0 2 1（年）/ 9（月）/ 2 7（日）」に指定し、チャージ予定額を「3 0 0 , 0 0 0 円」に指定したチャージ指示である。また、3 つ目のチャージ指示は、アカウント：「U # 0 0 3」をチャージ先として、「経費」

10

20

30

40

50

というチャージの名目で、チャージ予定日を「2021(年)/9(月)/30(日)」に指定し、チャージ予定額を「400,000円」に指定したチャージ指示である。なお、図1では、事業者Xが1つのチャージ指示で複数の名目のマネーチャージを依頼する例を示しているが、事業者Xは名目ごとに個別にマネーチャージを依頼してもよい。

【0033】

一方、サービス提供装置300は、事業者Xからチャージ指示を受信すると、受信したチャージ指示をチャージシステム200に登録する(ステップS2)。サービス提供装置300は、事業者Xのチャージ指示がチャージシステム200により処理されるまでの間、このチャージ指示を一時的に保有できる。

【0034】

また、サービス提供装置300(事業者Y)は、チャージ指示の受信に応じて、チャージ指示取引に充当するための原資の入金先として、事業者YがB銀行から貸し出しを受けたワнтаイム口座の情報(口座番号)をチャージ指示の送信元である事業者Xに通知する。このとき、サービス提供装置300(事業者Y)は、ワнтаイム口座の口座番号と、事業者Xのメインウォレットとを予め紐付けておく。なお、ワнтаイム口座は、事業者Y名義で契約している事業者Yの仮想的な口座である。このワнтаイム口座を用いることにより、チャージ指示取引に充当するための原資となる残高を銀行振込でデポジットすることができる。また、ワнтаイム口座を利用する結果、事業者Yは、チャージ指示に対応する原資の入金を容易に特定でき、消込作業を効率化できる。なお、事業者Yは、チャージ指示において指定されたチャージ予定額の総額をマネーチャージに必要な入金額として事業者Xに通知するための電子的な請求書に発行し、発行した請求書の中にワнтаイム口座の情報を含めてもよい。また、事業者Yは、B銀行から複数のワнтаイム口座の貸し出しを受けることが可能である場合、チャージ指示に含まれる名目ごとに異なるワнтаイム口座の情報を事業者Xに通知してもよい。このとき、事業者Yは、チャージ指示に含まれる所定の名目(たとえば、給与)と、それ以外の項目とで、チャージ指示取引に充当するための原資の入金先とするワнтаイム口座を使い分け、それぞれ異なる口座の情報を通知してもよい。ここで、サービス提供装置300は、サービスごとにワнтаイム口座とサブウォレットの使い分けを行う。たとえば、サービス提供装置300は、チャージ指示の名目が給与である場合(給与チャージサービスを利用する場合)、ワнтаイム口座AC-1とサブウォレットWR-1を使用し、チャージ指示の名目が給与以外の目的Qである場合、ワ  
 ンタイム口座AC-2とサブウォレットWR-2を使用し、チャージ指示の名目が給与以外の目的Rである場合、ワ  
 ンタイム口座AC-2とサブウォレットWR-3を使用する。つまり、チャージ指示の名目が給与以外の目的である場合、同一のワнтаイム口座AC-2が利用される。

【0035】

一方、事業者Xは、チャージ指示の送信後、事業者XシステムSYS-1を通じて、A銀行システムSYS-2に対し、チャージ指示取引に充当するための原資の入金指示を送信する(ステップS3)。入金指示には、事業者Yから入金先として通知されたB銀行のワнтаイム口座を特定するための口座番号(たとえば、「OBAC#111」と、入金額(たとえば、「1,000,000円」)の情報とが含まれる。図1では、事業者Xは、チャージ指示取引に充当するための原資(チャージ予定額の総額)として、チャージ指示に含まれる複数の名目に対応するチャージ予定額の総額を一括して入金するための入金指示が送信される例を示している。なお、事業者Xは、チャージの名目ごとにチャージ指示を行う場合、チャージ指示ごとにチャージ指示取引に充当するための原資(チャージ予定額の総額)を逐次入金してもよい。たとえば、事業者Xは、給与を名目とするチャージ指示を行った後、給与を名目とするチャージ指示取引に充当するための原資(たとえば、「600,000円」)を入金するための入金指示を送信してもよい。また、たとえば、事業者Xは、給与を名目とするチャージ指示とは別に、経費を名目とするチャージ指示を行い、経費を名目とするチャージ指示を行った後、経費を名目とするチャージ指示取引に充当するための原資(たとえば、「400,000円」)を入金するための入金指示を送

10

20

30

40

50

信してもよい。

【 0 0 3 6 】

また、事業者 Y は、事業者 X を含む各サービス利用者に対して、マネーチャージサービスを利用する際、チャージ指示（ステップ S 1） 入金指示（ステップ S 3）の手続き手順を遵守させるように契約を交わしてもよいし、利用規約を定めて各サービス利用者の承諾を得てもよい。これにより、後述するように、事業者 X により入金された原資に対応するデジタルマネーの残高が事業者 Y システム S Y S - 4 において管理されたときに、このデジタルマネーの残高の用途を明確にできる。

【 0 0 3 7 】

一方、A 銀行の A 銀行システム S Y S - 2 は、事業者 X から受信した入金指示に従って、入金指示において指定された金額（たとえば、「1,000,000 円」）を、入金指示において指定されたワンタイム口座（たとえば、「O B A C # 1 1 1」）へ入金する（ステップ S 4）。

10

【 0 0 3 8 】

一方、B 銀行の B 銀行システム S Y S - 3 は、事業者 Y に対して貸し出したワンタイム口座番号に対して、事業者 X を振込元とする入金を確認すると、入金があった旨を事業者 Y に通知するための入金通知を事業者 Y システム S Y S - 4 に送信する（ステップ S 5）。

【 0 0 3 9 】

また、B 銀行は、事業者 Y に対して、チャージ指示取引に充当するための原資の入金先として、事業者 Y に貸し出すワンタイム口座以外にも、事業者 Y 名義の口座を貸し出す。また、B 銀行が事業者 Y に対して貸し出す口座の中には、根質権が設定されるものがある。これは、B 銀行が、事業者 Y の代わりに、給与を名目として預け入れられた事業者 X の預金を補償するための措置である。B 銀行は、給与を名目とする（給与を名目とするチャージ指示取引に対応する）ワンタイム口座への入金を確認すると、事業者 Y に入金通知を行った後、このワンタイム口座の残高を根質権が設定されている事業者 Y 名義の口座に自動的に振り替えて管理する。また、B 銀行は、給与以外を名目とする（給与以外を名目とするチャージ指示取引に対応する）ワンタイム口座への入金を確認すると、事業者 Y に通知を行った後、このワンタイム口座の残高を根質権が設定されていない事業者 Y 名義の口座に自動的に振り替えて管理する。これにより、サービス提供装置 3 0 0 は、事業者 X が所定の名目（たとえば、給与）で事業者 Y 名義の口座に預け入れた預金を間接的に保護しつつ、安定したサービスを提供できる。この結果、事業者 X のサービス利用に対する心理的なハードルを下げることができ、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進できる。

20

30

【 0 0 4 0 】

一方、管理システム 1 0 0 は、B 銀行から入金通知を受信すると、事業者 X のメインウォレットに対して、入金通知により通知された金額に相当する所定の残高を加算する（ステップ S 6）。たとえば、管理システム 1 0 0 は、口座番号が「O B A C # 1 1 1」のワンタイム口座に対して「1,000,000 円」の入金があった旨の入金通知があった場合、ワンタイム口座に紐付くメインウォレットを特定し、特定したメインウォレットに対して「1,000,000 円」の残高を加算（記帳）する。また、管理システム 1 0 0 は、メインウォレットに紐付くマネー口座に対して、「1,000,000 円」相当のデジタルマネーの残高を加算する。なお、管理システム 1 0 0 は、メインウォレットに対する残高の加算（記帳）が完了した旨をサービス提供装置 3 0 0 に通知してもよい。

40

【 0 0 4 1 】

一方、サービス提供装置 3 0 0 は、事業者 X からチャージ指示が受け付けられた後、チャージ指示取引に充当するための原資の入金が確認されることを条件に、サブウォレットに対してチャージ予定額の割当を実行する（ステップ S 7）。たとえば、サービス提供装置 3 0 0 は、チャージ指示において指定されるチャージの名目に対応するサブウォレットに対して、チャージ指示において指定されたチャージ予定額を、メインウォレットに加算

50

された所定の残高から割り当てて、サブウォレットに移動する。サブウォレットは、事業者Xが利用するマネーチャージサービスに対応して個別に設けられる。

【0042】

具体的には、サービス提供装置300は、入金通知があったワンタイム口座に紐づくメインウォレットに対して、前述の原資に相当する所定の残高がメインウォレットに加算（記帳）されることを条件に、前述のサブウォレットに対し、前述のチャージ予定額を、所定の残高から割り当てる。具体的には、図1に示す例において、サービス提供装置300は、メインウォレットに加算された「1,000,000円」の残高から、給与マネーチャージ用のサブウォレットに対して「600,000円」相当を割り当てるとともに、経費マネーチャージ用のサブウォレットに対して「400,000円」相当を割り当てる。このように、サービス提供装置300は、チャージ指示が受け付けられた後の残高を取り扱うことにより、サブウォレットに割り当てるマネーの用途の明確性を担保できる。

10

【0043】

一方、チャージシステム200は、予め規定されている所定の周期T1でサブウォレットを参照し、サブウォレットへの割当が確認できれば、サブウォレットに割り当てられているチャージ予定額をチャージ指示取引に充当する（ステップS8）。具体的には、チャージシステム200は、チャージ指示のうちチャージ予定日が近いものから順に、メインウォレットの残高をチャージ予定額に充当していく。

【0044】

たとえば、図1に示す例では、チャージシステム200は、チャージ予定日が「2021（年）/9（月）/27（日）」である給与を名目とするチャージ指示に対して、チャージ予定額の充当を先に行うことになる。ここで、チャージシステム200は、仮に、メインウォレットの残高がチャージ予定額に満たないことが判明した場合、チャージ指示への充当を保留して、メインウォレットの残高が不足している旨を事業者Xに通知できる。また、チャージシステム200は、チャージ指示にチャージ予定額を充当した後、メインウォレットに紐づくマネー口座のデジタルマネーの残高のうちチャージ予定額に対応する金額をロックし、チャージ実行まで移動不可能な状態にする。

20

【0045】

また、チャージシステム200は、事業者Xのチャージ指示に従って、チャージを実行する（ステップS9）。具体的には、チャージシステム200は、管理システム100において管理されているマネー口座の中から、チャージ先のアカウントに紐づくマネー口座を特定し、特定したマネー口座に対して、事業者Xの法人アカウントに紐づくマネー口座からチャージ予定額に対応するデジタルマネーを移動する。

30

【0046】

たとえば、チャージシステム200は、チャージ予定日である「2021（年）/9（月）/27（日）」に、チャージ先のアカウント：「U#001」に紐づくマネー口座に対して、チャージ元である事業者Xのマネー口座からチャージ予定額：「200,000円」分のデジタルマネーを移動させる。また、チャージシステム200は、チャージ予定日である「2021（年）/9（月）/30（日）」に、チャージ先のアカウント：「U#002」に紐づくマネー口座に対して、チャージ元である事業者Xのマネー口座からチャージ予定額：「250,000円」分のデジタルマネーを移動させる。

40

【0047】

サービス提供装置300は、チャージ指示取引に充当されなかったメインウォレットの残高を、法令（たとえば、資金決済法）に定められている滞留規制を順守可能な範囲内で予め規定される払出サイクルに従って事業者Xに払い出す（ステップS10）。たとえば、サービス提供装置300は、チャージ指示取引に充当するためのデジタルマネーの原資としてメインウォレットに加算された所定の残高のうち、チャージ指示取引に充当されずに残された残高を事業者Xに払い戻す。

【0048】

具体的には、サービス提供装置300は、予め規定される所定の周期T2で事業者Xの

50

払出サイクルについて確認を行い、払出サイクルへの到達を確認できると、続いて、事業者Xのメインウォレットに紐づくマネー口座の残高を確認する。そして、サービス提供装置300は、チャージ指示取引に充当されずに残された未充当の残高がマネー口座に存在する場合、B銀行に対して、事業者Xのマネー口座の残高に相当する金額の入金指示を送信する。入金指示には、残高の払出先を示す口座情報（口座番号）と、入金額の情報（残高に対応する金額の情報）とが含まれる。また、サービス提供装置300は、管理システム100に対して、事業者Xのマネー口座のデジタルマネーの残高を「0円」に更新するように更新指示を送信する。

【0049】

B銀行は、事業者Yからの入金指示に従って、入金指示において指定された口座情報（口座番号）を入金先として、入金指示において指定された金額（たとえば、残高に対応する金額）を入金する。B銀行は、入金完了した旨の通知を事業者YシステムSYS-4に送信してもよい。

【0050】

また、管理システム100は、サービス提供装置300からの更新指示に従って、事業者Xのマネー口座のデジタルマネーの残高を更新する。このようにして、事業者YシステムSYS-4は、チャージ指示取引に充当されずにメインウォレットに残された残高を事業者Xに対して払い出す。

【0051】

上述してきたように、事業者YシステムSYS-4において、本実施形態に係る情報処理装置の一例であるサービス提供装置300は、チャージ指示取引に充当されずにメインウォレットに残された残高を事業者Xに対して払い出す。これにより、サービス提供装置300は、滞留規制を順守しつつ、デジタルマネーに関する各種サービスをサービス利用者に提供でき、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進できる。

【0052】

また、事業者YシステムSYS-4は、サービス利用者からの要求に応じて、チャージ指示に応じて実行したデジタルマネーのチャージに関わる詳細情報を提供できる。

【0053】

たとえば、図2に示すように、マネーチャージサービスを利用した事業者Xは、事業者YシステムSYS-4に対して、チャージに係る詳細情報を要求するためのチャージ明細要求を送信する（ステップS11）。図2では、事業者Xが「2021（年）/9（月）/23（日）」のチャージ指示に対応する明細情報を要求する例を示しているが、日付だけでなく、所望の期間の明細情報を一括して要求することもできる。

【0054】

事業者YシステムSYS-4のサービス提供装置300は、事業者Xからチャージ明細要求を受信すると、チャージ明細要求に含まれるユーザIDに基づいて、チャージ明細要求に対応する明細情報を取得する（ステップS12）。そして、サービス提供装置300は、取得した明細情報を事業者XシステムSYS-1に送信し、明細情報を提供する（ステップS13）。

【0055】

図2に示すように、事業者Xに提供される明細情報は、たとえば、明細情報J1、明細情報J2、及び明細情報J3の3つの明細情報で構成されている。明細情報J1には、チャージ指示に対応する原資の入金から、チャージ指示取引に充当されなかった残高の払出までの情報が記録されている。

【0056】

たとえば、図2に示すように、明細情報J1には、チャージ指示取引に充当するための原資がB銀行に入金された入金日や、原資の入金額や、残高の払出日や、残高の払出金額の情報が含まれている。図2に示す場合、払出金額が0円であるので、払出日に記録された日付である「2021（年）/10（月）/1（日）」は、メインウォレットの残高を確認する処理が行われた日付に該当することとなる。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 5 7 】

また、たとえば、図 2 に示すように、明細情報 J 2 には、メインウォレットに加算された所定の残高からチャージ予定額がサブウォレットに割り当てられた割当日や、チャージ予定額を示す割当金額や、チャージの名目の情報が含まれている。

## 【 0 0 5 8 】

また、たとえば、図 2 に示すように、明細情報 J 3 には、サブウォレットに割り当てられたチャージ予定額がチャージ指示取引に充当された充当日や、チャージが実行されたチャージ実行日の情報が含まれている。

## 【 0 0 5 9 】

このように、事業者 Y は、チャージ指示に関わる入出金の流れを詳細に把握可能な明細情報をサービス利用者である事業者 X に提供できる。この結果、デジタルマネーに関するサービスの利用の促進を図ることができる。

## 【 0 0 6 0 】

## 〔 2 . 装置構成例 〕

以下、本実施形態に係る事業者 Y システム S Y S - 4 の構成について説明する。図 3 は、本実施形態に係る事業者 Y システムの構成例を示すブロック図である。

## 【 0 0 6 1 】

図 3 に示すように、事業者 Y システム S Y S - 4 は、管理システム 1 0 0 と、チャージシステム 2 0 0 と、サービス提供装置 3 0 0 とを含む。

## 【 0 0 6 2 】

事業者 Y システム S Y S - 4 は、ネットワーク N - 1 に接続される。事業者 Y システム S Y S - 4 は、ネットワーク N - 1 を介して、事業者 X システム S Y S - 1 や、A 銀行システム S Y S - 2 や、B 銀行システム S Y S - 3 などと相互に通信できる。ネットワーク N - 1 は、インターネットなどの W A N ( Wide Area Network ) である。なお、ネットワーク N - 1 は、たとえば、L A N ( Local Area Network ) 、電話網 (たとえば、携帯電話網や固定電話網など) 、地域 I P ( Internet Protocol ) 網などの通信ネットワークを含んでもよい。ネットワーク N - 1 には、有線ネットワークが含まれていてもよいし、無線ネットワークが含まれていてもよい。

## 【 0 0 6 3 】

また、管理システム 1 0 0 、チャージシステム 2 0 0 、及びサービス提供装置 3 0 0 は、ネットワーク N - 2 に接続される。管理システム 1 0 0 、チャージシステム 2 0 0 、及びサービス提供装置 3 0 0 は、ネットワーク N - 2 を介して、相互に通信できる。ネットワーク N - 2 は、L A N などの通信ネットワークである。ネットワーク N - 2 には、有線ネットワークが含まれていてもよいし、無線ネットワークが含まれていてもよい。

## 【 0 0 6 4 】

( 管理システム 1 0 0 について )

管理システム 1 0 0 は、事業者 Y が提供する電子決済サービスを利用するために、各サービス利用者が所有するマネー口座に対する入出金を管理する。サービス利用者には、取引対象の提供者である事業者などのビジネスユーザや、事業者などから取引対象の提供を受ける一般消費者などの個人ユーザが含まれ得る。管理システム 1 0 0 は、ビジネスユーザや個人ユーザなどが所有するマネー口座に関する口座情報を管理する。図 4 は、本実施形態に係る口座情報の概要を示す図である。

## 【 0 0 6 5 】

図 4 に示すように、管理システム 1 0 0 が管理する口座情報は、「口座 I D 」の項目や、「メインウォレット I D 」の項目や、「所有者 I D 」の項目や、「総残高」の項目などの複数の項目を有する。口座情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

## 【 0 0 6 6 】

「口座 I D 」の項目には、マネー口座を識別するために口座ごとに固有に割り振られる口座 I D ( 識別情報 ) が記憶される。「メインウォレット I D 」の項目には、法人アカウントサービスにおいてサービス利用者に提供されるメインウォレットを特定するための識

10

20

30

40

50

別情報が記憶される。

【 0 0 6 7 】

「所有者 I D」の項目には、口座 I D に紐付けられたマネー口座を所有する所有者を識別するために所有者ごとに個別に割り振られる所有者 I D (識別情報) が記憶される。一例として、所有者 I D には、電子決済サービスを利用する際にサービス利用者ごとに個別に割り振られるユーザ I D がそのまま利用される場合が考えられる。「総残高」の項目には、マネー口座に保有されているデジタルマネーの総残高を示す情報が記憶される。

【 0 0 6 8 】

たとえば、図 4 に示す例によれば、口座 I D : 「 A C # 1 」に紐づくマネー口座の所有者は、所有者 I D : 「 U # 0 0 1 」が割り振られているサービス利用者であり、「 5 0 , 0 0 0 円」に相当する額のデジタルマネーがマネー口座に保有されることが示されている。

10

【 0 0 6 9 】

なお、「総残高」の項目は、デジタルマネーの管理方法に応じて、さらに細かく区分けされていてもよい。たとえば、「総残高」の項目を、「給与」の項目および「給与以外」の項目に区分けしてもよい。この場合、「給与」の項目は、「総残高」項目に記憶された総残高のうち、給与として入金されたデジタルマネーの残高を示す情報を記憶する。そして、「給与以外」の項目は、「総残高」項目に記憶された総残高のうち、給与以外の名目で入金されたデジタルマネーの残高を示す情報を記憶する。

【 0 0 7 0 】

また、「給与以外」の項目を、「通常」の項目および「利益」の項目などの項目にさらに区分けしてもよい。この場合、「通常」の項目は、マネー口座の所有者が自らチャージしたデジタルマネーの残高を示す情報を記憶する。たとえば、「通常」の項目に記憶される情報には、マネー口座に紐付けられたクレジットカードまたは銀行口座から入金されたデジタルマネーの残高を示す情報などが考えられる。また、たとえば、「利益」の項目に記憶される情報には、事業者 Y がサービス利用者へ提供する電子決済サービスを利用した際に決済金額に対してキャッシュバックされたデジタルマネーの残高を示す情報などが考えられる。

20

【 0 0 7 1 】

また、管理システム 1 0 0 は、サービス利用者(たとえば、事業者 X)の入金指示に応じて実行された入金通知を B 銀行システム S Y S - 3 から受信すると、入金通知の内容に従い、サービス利用者(たとえば、事業者 X)のメインウォレットに紐づくマネー口座に対して、所定の残高を加算する。たとえば、管理システム 1 0 0 は、B 銀行から 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円の入金があった旨の入金通知があった場合、メインウォレットに紐づくマネー口座に対して、1 , 0 0 0 , 0 0 0 円相当のデジタルマネーの残高を加算する。そして、管理システム 1 0 0 は、チャージ指示の送信元であるサービス利用者のメインウォレットに対応する残高情報を更新する。

30

【 0 0 7 2 】

(チャージシステム 2 0 0 について)

チャージシステム 2 0 0 は、サービス利用者からのチャージ指示に従って、マネー口座間においてデジタルマネーの移動を行うことで、マネーチャージを実行する。チャージシステム 2 0 0 は、サービス利用者から取得されるチャージ指示情報を管理する。図 5 は、本実施形態に係るチャージ指示情報の概要を示す図である。

40

【 0 0 7 3 】

図 5 に示すように、チャージシステム 2 0 0 が管理するチャージ指示情報は、「チャージ元 I D」の項目と、「チャージ先 I D」の項目と、「予定額」の項目と、「予定日」の項目と、「名目」の項目とを有する。チャージ指示情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

【 0 0 7 4 】

「チャージ元 I D」の項目には、チャージ指示の送信元であるサービス利用者のアカウ

50

ント情報が記憶される。図5に示す例では、たとえば、チャージ指示の送信元を示すアカウント情報として、チャージ指示の送信元であるサービス利用者を識別するためにサービス利用者ごとに個別に割り振られているユーザID（識別情報）が用いられている。

【0075】

「チャージ先ID」の項目には、チャージ指示によりデジタルマネーのチャージ先として指定されるサービス利用者のアカウント情報が記憶される。図5に示す例では、たとえば、チャージ先を示すアカウント情報として、チャージ先のサービス利用者に割り振られているユーザIDが用いられている。

【0076】

「予定額」の項目には、チャージ指示により指定されたチャージ予定額の情報が記憶される。「予定日」の項目には、チャージ指示により指定されたチャージ予定額の情報が記憶される。「名目」の項目には、チャージ指示により指定されたチャージの名目（目的、用途）を示す情報が記憶される。

10

【0077】

たとえば、図5に示す例によれば、「U#111」で識別されるチャージ元のアカウントから、「U#001」、「U#002」または「U#003」で識別される各アカウントをチャージ先とするチャージ指示が示されている。具体的には、「U#001」で識別されるアカウントをチャージ先として、「給与」の名目で、「2021（年）/9（月）/27（日）」を予定日とする「300,000円」分のデジタルマネーのチャージ指示と、「U#002」で識別されるアカウントをチャージ先として、「給与」の名目で、「2021（年）/9（月）/27（日）」を予定日とする「300,000円」分のデジタルマネーのチャージ指示と、「U#003」で識別されるアカウントをチャージ先として、「経費」の名目で、「2021（年）/9（月）/30（日）」を予定日とする「400,000円」分のデジタルマネーのチャージ指示が示されている。

20

【0078】

また、チャージシステム200は、予め規定されている所定の周期（たとえば、図1に示す周期T1）でサブウォレットに割り当てられているチャージ予定額をチャージ指示取引に充当する。具体的には、チャージシステム200は、チャージ指示のうちチャージ予定日が近いものから順に、メインウォレットの残高からチャージ予定額を充当していく。

【0079】

たとえば、図5に示す場合、チャージシステム200は、事業者Xの2つのチャージ指示のうち、チャージ予定日が「2021（年）/9（月）/27（日）」である給与を名目とするチャージ指示に対して、先にチャージ予定額の充当を行うことになる。ここで、チャージシステム200は、仮に、メインウォレットの残高がチャージ予定額に満たないことが判明した場合、チャージ指示への充当を保留して、メインウォレットの残高が不足している旨を事業者Xに通知できる。また、チャージシステム200は、チャージ指示にチャージ予定額を充当した後、メインウォレットに紐づくマネー口座のデジタルマネーの残高のうちチャージ予定額に対応する金額をロックし、チャージ実行まで移動不可能な状態にする。

30

【0080】

また、チャージシステム200は、事業者Xのチャージ指示に従って、チャージを実行する。具体的には、チャージシステム200は、管理システム100において管理されているマネー口座の中から、チャージ先のアカウントに紐づくマネー口座を特定し、特定したマネー口座に対して、事業者Xの法人アカウントに紐づくマネー口座からチャージ予定額に対応するデジタルマネーを移動する。

40

【0081】

たとえば、チャージシステム200は、チャージ予定日である「2021（年）/9（月）/27（日）」に、チャージ先のアカウント：「U#001」に紐づくマネー口座に対して、チャージ元である事業者Xのマネー口座からチャージ予定額：「300,000円」分のデジタルマネーを移動させる。また、たとえば、チャージシステム200は、チ

50

チャージ予定日である「2021(年)/9(月)/27(日)」に、チャージ先のアカウント：「U#002」に紐づくマネー口座に対して、チャージ元である事業者Xのマネー口座からチャージ予定額：「300,000円」分のデジタルマネーを移動させる。また、たとえば、チャージシステム200は、チャージ予定日である「2021(年)/9(月)/30(日)」に、チャージ先のアカウント：「U#003」に紐づくマネー口座に対して、チャージ元である事業者Xのマネー口座からチャージ予定額：「400,000円」分のデジタルマネーを移動させる。

【0082】

(サービス提供装置300について)

サービス提供装置300は、管理システム100及びチャージシステム200と連携して、事業者Yがサービス利用者に提供するデジタルマネーに関する各種サービスに関する処理を実行する。図3に示すように、サービス提供装置300は、通信部310と、記憶部320と、制御部330とを有する。

10

【0083】

(通信部310について)

通信部310は、有線又は無線により、ネットワークN-1又はネットワークN-2に接続される。通信部310は、ネットワークN-1を介して、事業者XシステムSYS-1や、A銀行システムSYS-2や、B銀行システムSYS-3などとの間で情報の送受信を行う。また、通信部310は、ネットワークN-2を介して、管理システム100やチャージシステム200との間で情報の送受信を行う。通信部310は、たとえば、NIC(Network Interface Card)等によって実現される。

20

【0084】

(記憶部320について)

記憶部320は、制御部330による制御及び演算に用いられるプログラム及びデータを記憶する。記憶部320は、たとえば、RAM(Random Access Memory)、フラッシュメモリ(Flash Memory)などの半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスクなどの記憶装置によって実現される。図3に示すように、記憶部320は、アカウント情報記憶部321と、チャージ履歴記憶部322とを有する。

【0085】

(アカウント情報記憶部321について)

アカウント情報記憶部321は、法人アカウントサービスを利用するサービス利用者に提供される法人アカウントに関するアカウント情報を記憶する。以下に説明するように、法人アカウントサービスでは、マネーチャージサービスに利用されるメインウォレットとサブウォレットとが提供される。図6は、本実施形態に係るアカウント情報記憶部に記憶されるアカウント情報の概要を示す図である。なお、図6は、本実施形態に係るアカウント情報の一例を示すものであり、図6に示す例とは異なる形態で構成されていてもよい。

30

【0086】

図6に示すように、アカウント情報記憶部321に記憶されるアカウント情報は、「ユーザID」の項目や、「メインウォレット」の項目や、「サブウォレット」の項目や、「払出サイクル」の項目や、「払出先」の項目や、「ワンタイム口座」の項目などの複数の項目を有する。アカウント情報が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

40

【0087】

「ユーザID」の項目には、事業者Yが提供する電子決済サービスの利用登録の際にサービス利用者として事業者Xなどの法人に対して個別に割り振られたユーザID(識別情報)が記憶される。

【0088】

「メインウォレット」の項目には、メインウォレットを特定するための識別情報であるメインウォレットIDと、メインウォレットに紐づくマネー口座の残高を示す情報が記憶される。

【0089】

50

「サブウォレット」の項目には、サブウォレットを特定するための識別情報であるサブウォレットIDと、メインウォレットの残高からサブウォレットに割り当てられている割当額を示す情報が記憶される。サブウォレットは、チャージ指示に含まれ得るチャージの名目ごとに予め個別に設けられる。割当額は、サービス利用者からのチャージ指示に基づいて設定される。

【0090】

「払出サイクル」の項目には、チャージ指示取引に充当されなかったデジタルマネーの残高を、法令（たとえば、資金決済法）に定められている滞留規制を順守可能な範囲内で予め規定される払出サイクルの情報が記憶される。たとえば、払出サイクルは、メインウォレットに残高が加算された日を初日として算出される。「払出先」の項目には、サービス利用者がデジタルマネーの残高に対応する金額の払出先として指定した金融機関の口座情報（口座番号）が記憶される。

10

【0091】

「ワイトタイム口座」の項目には、メインウォレットに紐付けられるワイトタイム口座の口座情報（口座番号）が記憶される。ワイトタイム口座は、チャージ指示取引に充当するための原資の入金先として、事業者YがB銀行から貸し出しを受ける振込専用口座である。たとえば、ワイトタイム口座の口座情報（口座番号）は、事業者Y（サービス提供装置300）から、チャージ指示の送信元である事業者Xに対して通知される。

【0092】

図6に示す例によれば、ユーザID：「U#111」で特定されるサービス利用者のメインウォレットの残高は「0円」で、給与チャージサービスに対応するサブウォレットへの割当額が「600,0000円」で、経費チャージサービスに対応するサブウォレットへの割当額が「400,0000円」で、払出サイクルが「7日」で、払出先が「A銀行の普通口座（口座番号123456）」で、サービス利用者が銀行（たとえば、銀行B）から貸し出されたワイトタイム口座の口座番号が「O B A C # 1 1 1」あることが示されている。

20

【0093】

（チャージ履歴記憶部322について）

チャージ履歴記憶部322は、法人アカウントサービスを利用するサービス利用者のチャージ指示に基づいて実行されたチャージ履歴に関する情報を記憶する。図7は、本実施形態に係るチャージ履歴記憶部に記憶されるチャージ履歴の概要を示す図である。なお、図7は、本実施形態に係るチャージ履歴の一例を示すものであり、図7に示す例とは異なる形態で構成されていてもよい。

30

【0094】

図7に示すように、チャージ履歴記憶部322に記憶されるチャージ履歴は、「ユーザID」の項目や、「チャージ指示受付日」の項目や、「メインウォレット残高加算日」の項目や、「加算額」の項目や、「払出日」の項目や、「払出金額」の項目や、「サブウォレット割当日」の項目や、「割当金額（名目）」の項目や、「チャージ充当日」の項目や、「チャージ実行日」の項目などの複数の項目を有する。チャージ履歴が有するこれらの項目は相互に対応付けられている。

40

【0095】

「ユーザID」の項目には、上述したアカウント情報（たとえば、図6参照）が有する「ユーザID」の項目に記憶される情報と同一の情報が記憶される。すなわち、「ユーザID」の項目には、事業者Yが提供する電子決済サービスの利用登録の際にサービス利用者として事業者Xなどの法人に対して個別に割り振られたユーザID（識別情報）が記憶される。

【0096】

「チャージ指示受付日」の項目には、サービス利用者からチャージ指示が受け付けられた日付を示す情報が記憶される。なお、「チャージ指示受付日」の項目には、時刻を含む日時情報が記憶されてもよい。

50

## 【 0 0 9 7 】

「メインウォレット残高加算日」の項目には、管理システム100により、メインウォレットに紐づくマネー口座に対して残高の加算が実行された日付を示す情報が記憶される。なお、「メインウォレット残高加算日」の項目には、時刻を含む日時情報が記憶されてもよい。

## 【 0 0 9 8 】

「加算額」の項目には、メインウォレットに紐づくマネー口座に対して加算された残高を示す情報が記憶される。

## 【 0 0 9 9 】

「払出日」の項目には、メインウォレットに紐づくマネー口座から、チャージ指示取引に充当されなかったデジタルマネーの残高がチャージ指示の送信元に払い出された日付を示す情報が記憶される。なお、「払出日」の項目には、時刻を含む日時情報が記憶されてもよい。

## 【 0 1 0 0 】

「払出金額」の項目には、メインウォレットに紐づくマネー口座からチャージ指示の送信元に払い出された残高を示す情報が記憶される。

## 【 0 1 0 1 】

「サブウォレット割当日」の項目には、チャージ指示におけるチャージの名目に対応するサブウォレットに対し、メインウォレットに加算された所定の残高からチャージ予定額の割当が行われた日付を示す情報が記憶される。なお、「サブウォレット割当日」の項目には、時刻を含む日時情報が記憶されてもよい。

## 【 0 1 0 2 】

「割当金額（名目）」の項目には、サブウォレットに対して割り当てられたチャージ予定額（割当金額）を示す情報と、チャージの名目を示す情報とが記憶される。

## 【 0 1 0 3 】

「チャージ充当日」の項目には、チャージシステム200により、メインウォレットの残高を、サブウォレットに割り当てられているチャージ予定額に充当した日付を示す情報が記憶される。なお、「チャージ充当日」の項目には、時刻を含む日時情報が記憶されてもよい。

## 【 0 1 0 4 】

「チャージ実行日」の項目には、メインウォレットに紐づくマネー口座から、チャージ先のアカウントに紐づくマネー口座に対して、チャージ予定額を移動した日付を示す情報が記憶される。なお、「チャージ実行日」の項目には、時刻を含む日時情報が記憶されてもよい。

## 【 0 1 0 5 】

図7に示す例によれば、メインウォレットに対して所定の残高が加算された日時（B銀行入金日）や、メインウォレットへの残高の加算額や、メインウォレットの残高の払出が行われた日時や、払出金額などの情報を特定できる。また、図7に示す例によれば、サブウォレットに対してチャージ予定額の割当が行われた日時や割当金額、チャージの名目などの情報を特定できる。また、図7に示す例によれば、メインウォレットの残高をチャージ予定額に充当した日時や、チャージが実行された日時などの情報を特定できる。

## 【 0 1 0 6 】

（制御部330について）

制御部330は、サービス提供装置300の制御や演算を実行するコントローラ（controller）である。制御部330の各部は、例えば、CPU（Central Processing Unit）やMPU（Micro Processing Unit）などによって、サービス提供装置300の内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムがRAMを作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部330は、例えば、ASIC（Application Specific Integrated Circuit）やFPGA（Field Programmable Gate Array）、SoC（System on a Chip）などの集積回路により実現される。

## 【 0 1 0 7 】

図 3 に示すように、制御部 3 3 0 は、受付部 3 3 1 と、割当部 3 3 2 と、払出部 3 3 3 と、提供部 3 3 4 とを有する。制御部 3 3 0 は、図 3 に示す各部により、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。なお、説明は省略するが、制御部 3 3 0 の内部構成は、図 3 に示す各部に限られず、デジタルマネーの総残高のうち少なくとも給与残高を分けて管理するための情報処理の機能や作用を実現または実行する各部を有していてもよい。

## 【 0 1 0 8 】

( 受付部 3 3 1 について )

受付部 1 3 1 は、デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける。たとえば、受付部 1 3 1 は、通信部 3 1 0 を通じて、サービス利用者（たとえば、事業者 X）から送信されたチャージ指示を受け付ける。受付部 1 3 1 は、チャージシステム 2 0 0 に対して、チャージ指示を登録する。 10

## 【 0 1 0 9 】

( 割当部 3 3 2 について )

割当部 3 3 2 は、受付部 3 3 1 によりチャージ指示が受け付けられた後、チャージ指示取引に充当するための原資の入金が確認されることを条件に、チャージ指示において指定されたチャージ予定額の割当を実行する。

## 【 0 1 1 0 】

たとえば、割当部 3 3 2 は、アカウント情報記憶部 3 2 1 に記憶されているアカウント情報を参照して、チャージ指示取引に充当するための原資が入金される口座に紐づくメインウォレットに対し、原資に相当する所定の残高が加算されているかどうかを確認する。割当部 3 3 2 は、メインウォレットに対して所定の残高が加算されていることを確認できた場合、メインウォレットに加算された残高からチャージ予定額の割当を実行する。 20

## 【 0 1 1 1 】

具体的には、割当部 3 3 2 は、サービス利用者の操作に応じて、チャージ指示において指定されるチャージの名目に対応するサブウォレットに対して、同じくチャージ指示において指定されるチャージ予定額を割り当てる。たとえば、割当部 3 3 2 は、チャージの名目が給与である場合、給与チャージサービスに対応するサブウォレットに対し、メインウォレットの残高からチャージ予定額を割り当てる。そして、割当部 3 3 2 は、チャージ指示の送信元であるサービス利用者（ユーザ ID）に関連付けて、サブウォレットに割り当てたチャージ予定額（割当額）の情報をチャージ履歴記憶部 3 2 2 に記録する。 30

## 【 0 1 1 2 】

なお、チャージ指示取引に充当するための原資は、チャージ指示において指定された名目が所定の名目に該当する場合、サービス利用者（たとえば、事業者 Y）が B 銀行から貸し出しを受ける口座のうち、前述の原資を担保物件とするための質権（根質権）が設定された口座に入金される。たとえば、チャージの名目が給与である場合、質権（根質権）が設定されたサービス利用者名義の口座に入金される。

## 【 0 1 1 3 】

( 払出部 3 3 3 について )

払出部 3 3 3 は、チャージ指示に応じて実行されるチャージ指示取引に充当されなかったデジタルマネーの残高を、予め規定される払出サイクルに従ってサービス利用者へ払い出す。たとえば、払出部 3 3 3 は、チャージ指示取引に充当するためのデジタルマネーの原資としてメインウォレットに加算された所定の残高のうち、チャージ指示取引に充当されなかった残高をサービス利用者に対して払い出す。 40

## 【 0 1 1 4 】

具体的には、払出部 3 3 3 は、アカウント情報記憶部 3 2 1 に記憶されているアカウント情報を参照して、チャージ指示の送信元である事業者 X について、チャージ指示取引に充当されなかった残高の払出サイクルに到達しているかどうかを確認する。払出サイクルは、法令（たとえば、資金決済法）に定められている滞留規制を順守可能な範囲内で予め 50

規定される。そして、払出部 3 3 は、払出サイクルに到達していることを確認できた場合、管理システム 1 0 0 にアクセスして、事業者 X のメインウォレットに紐づくマネー口座の残高を確認する。次に、払出部 3 3 3 は、事業者 X のマネー口座に残高が存在する場合、B 銀行に対して、事業者 X のマネー口座の残高に相当する金額の入金指示を送信する。入金指示には、残高の払出先を示す口座情報（口座番号）と、入金額の情報（残高に対応する金額の情報）とが含まれる。また、払出部 3 3 3 は、管理システム 1 0 0 に対して、事業者 X のマネー口座のデジタルマネーの残高を「0 円」に更新するように更新指示を送信する。

#### 【0 1 1 5】

（提供部 3 3 4 について）

提供部 3 3 4 は、サービス利用者からの要求に応じて、チャージ指示に応じて実行したデジタルマネーのチャージに関わる詳細情報である明細情報（たとえば、図 2 参照）を提供する。

#### 【0 1 1 6】

たとえば、提供部 3 3 4 は、通信部 3 1 0 を通じて、サービス利用者から送信されたチャージ明細要求を取得する。そして、提供部 3 3 4 チャージ明細要求に含まれるユーザ ID に基づいて、チャージ履歴記憶部 3 2 2 に記憶されているチャージ履歴からチャージ明細要求に対応する明細情報を取得する。なお、チャージ明細要求には、明細情報の提供を希望する日付や期間が指定されていてもよい。

#### 【0 1 1 7】

たとえば、提供部 3 3 4 は、チャージ指示に対応する原資の入金から、チャージ指示取引に充当されなかった残高の払出までの各種情報を取得できる。提供部 3 3 4 がチャージ履歴から取得できる情報には、チャージ指示取引に充当するための原資が B 銀行に入金された入金日や、原資の入金額や、残高の払出日や、残高の払出額の情報が含まれる。また、提供部 3 3 4 がチャージ履歴から取得できる情報には、メインウォレットに加算された所定の残高からチャージ予定額がサブウォレットに割り当てられた割当日や、チャージ予定額を示す割当金額や、チャージの名目の情報が含まれる。また、提供部 3 3 4 がチャージ履歴から取得できる情報には、サブウォレットに割り当てられたチャージ予定額がチャージ指示取引に充当された充当日や、チャージが実行されたチャージ実行日の情報が含まれる。

#### 【0 1 1 8】

提供部 3 3 4 は、これらの情報を所定の手続きごとに取りまとめた複数の明細情報としてサービス利用者に提供できる。たとえば、提供部 3 3 4 は、チャージ指示取引に充当するための原資が B 銀行に入金された入金日や、原資の入金額や、残高の払出日や、残高の払出額の情報を取りまとめた明細情報（たとえば、図 2 に示す明細情報 J 1）をサービス利用者に提供できる。また、たとえば、提供部 3 3 4 は、メインウォレットに加算された所定の残高からチャージ予定額がサブウォレットに割り当てられた割当日や、チャージ予定額を示す割当金額や、チャージの名目の情報を取りまとめた明細情報（たとえば、図 2 に示す明細情報 J 2）を提供できる。また、たとえば、提供部 3 3 4 は、サブウォレットに割り当てられたチャージ予定額がチャージ指示取引に充当された充当日や、チャージが実行されたチャージ実行日の情報を取りまとめた明細情報（たとえば、図 2 に示す明細情報 J 3）を提供できる。

#### 【0 1 1 9】

〔3. 処理手順〕

（3 - 1 . 全体の処理）

以下、図 8 を用いて、本実施形態に係る情報処理システム S Y S における全体的な処理の流れを説明する。図 8 は、本実施形態に係る情報処理システムにおける全体的な処理の流れを示すシーケンス図である。

#### 【0 1 2 0】

図 8 に示すように、事業者 X システム S Y S - 1 は、事業者 X による操作に従い、事業

10

20

30

40

50

者 Y システム S Y S - 4 に対してチャージ指示を送信する (ステップ S 1 0 1)。

【 0 1 2 1 】

事業者 Y システム S Y S - 4 のサービス提供装置 3 0 0 は、事業者 X システム S Y S - 1 からチャージ指示を受信すると、チャージシステム 2 0 0 に対してチャージ指示を登録する (ステップ S 1 0 2)。

【 0 1 2 2 】

また、事業者 X システム S Y S - 1 は、事業者 X による操作に従い、A 銀行システム S Y S - 2 に対して、チャージ指示取引に充当するための原資の入金指示を送信する (ステップ S 1 0 3)。

【 0 1 2 3 】

A 銀行システム S Y S - 2 は、事業者 X から受信した入金指示に従って、入金指示において指定された金額を、入金指示において指定されたワンタイム口座へ入金する (ステップ S 1 0 4)。

【 0 1 2 4 】

B 銀行システム S Y S - 3 は、A 銀行からの入金を確認すると、入金があった旨を事業者 Y に通知するための入金通知を事業者 Y システム S Y S - 4 に送信する (ステップ S 1 0 5)。

【 0 1 2 5 】

事業者 Y システム S Y S - 4 の管理システム 1 0 0 は、B 銀行システム S Y S - 3 から入金通知を受信すると、事業者 X のメインウォレットに、入金通知により通知された金額に相当する所定の残高を加算する (ステップ S 1 0 6)。

【 0 1 2 6 】

事業者 Y システム S Y S - 4 のサービス提供装置 3 0 0 は、事業者 X のメインウォレットに対する残高の加算を確認すると、事業者 X のサブウォレットに、チャージ指示において指定されたチャージ予定額を割り当てる (ステップ S 1 0 7)。

【 0 1 2 7 】

事業者 Y システム S Y S - 4 のチャージシステム 2 0 0 は、予め規定されている所定の周期 (たとえば、図 1 に示す周期 T 1) でサブウォレットを参照し、サブウォレットへの割当が確認できれば、サブウォレットに割り当てられているチャージ予定額をチャージ指示取引に充当する (ステップ S 1 0 8)。

【 0 1 2 8 】

また、チャージシステム 2 0 0 は、事業者 X のチャージ指示に従って、チャージを実行する (ステップ S 1 0 9)。

【 0 1 2 9 】

一方、事業者 Y システム S Y S - 4 のサービス提供装置 3 0 0 は、チャージ指示取引に充当されなかったメインウォレットの残高を、予め規定される払出サイクルで事業者 X に払い出す (ステップ S 1 1 0)。以上で、図 8 に示す処理が終了する。

【 0 1 3 0 】

( 3 - 2 . サービス提供装置の処理 )

次に、図 9 を用いて、本実施形態に係るサービス提供装置 3 0 0 による処理手順について説明する。図 9 は、本実施形態に係るサービス提供装置の処理手順例を示すフローチャートである。なお、以下に示す処理手順は、サービス提供装置 3 0 0 が有する制御部 3 3 0 により繰り返し実行される。

【 0 1 3 1 】

図 9 に示すように、受付部 3 3 1 は、サービス利用者から受け付けたチャージ指示をチャージシステム 2 0 0 に登録する (ステップ S 2 0 1)。また、割当部 3 3 2 は、チャージ指示の送信元であるサービス利用者のメインウォレットの残高を確認する (ステップ S 2 0 2)。

【 0 1 3 2 】

割当部 3 3 2 は、メインウォレットに所定の残高が加算されていることを確認できた場

10

20

30

40

50

合（ステップ S 2 0 2 ; Y e s）、チャージ指示において指定されるチャージの名目に対応するサブウォレットに対して、同じくチャージ指示において指定されるチャージ予定額を割り当てる（ステップ S 2 0 3）。

【 0 1 3 3 】

また、払出部 3 3 3 は、アカウント情報記憶部 3 2 1 に記憶されているアカウント情報を参照して、チャージ指示の送信元であるサービス利用者について、チャージ指示取引に充当されなかった残高の払出サイクルに到達しているかどうかを確認する（ステップ S 2 0 4）。

【 0 1 3 4 】

払出部 3 3 3 は、払出サイクルに到達していることを確認できた場合（ステップ S 2 0 4 ; Y e s）、管理システム 1 0 0 にアクセスして、サービス利用者のメインウォレットに紐づくマネー口座の残高を確認する（ステップ S 2 0 5）。

【 0 1 3 5 】

払出部 3 3 3 は、サービス利用者のメインウォレットに紐づくマネー口座に、チャージ指示取引に充当されることなく残された未充当の残高が存在する場合（ステップ S 2 0 5 ; Y e s）、サービス利用者に対して、メインウォレットの残高（メインウォレットに紐づくマネー口座の残高）の払出を行い（ステップ S 2 0 6）、図 9 に示す処理手順を終了する。

【 0 1 3 6 】

一方、払出部 3 3 3 は、サービス利用者のメインウォレットに紐づくマネー口座に、チャージ指示取引に充当されることなく残された未充当の残高が存在しない場合（ステップ S 2 0 4 ; N o）、図 9 に示す処理手順を終了する。

【 0 1 3 7 】

上述のステップ S 2 0 4 において、払出サイクルに到達していないことを確認できた場合（ステップ S 2 0 4 ; N o）、所定の周期でステップ S 2 0 4 の確認手順を繰り返す。

【 0 1 3 8 】

上述のステップ S 2 0 2 において、割当部 3 3 2 は、メインウォレットに所定の残高が加算されていないことを確認できた場合（ステップ S 2 0 2 ; N o）、チャージ指示の実行猶予期間内（たとえば、指示受付から 7 日間）であるかどうかを判定する（ステップ S 2 0 7）。

【 0 1 3 9 】

割当部 3 3 2 は、チャージ指示の実行猶予期間内であると判定した場合（ステップ S 2 0 7 ; Y e s）、上述のステップ S 2 0 2 の確認手順に戻る。

【 0 1 4 0 】

一方、割当部 3 3 2 は、チャージ指示の実行猶予期間内ではないと判定した場合（ステップ S 2 0 7 ; N o）、サービス利用者から受け付けたチャージ指示を破棄し（ステップ S 2 0 8）。そして、割当部 3 3 2 は、チャージ指示の送信元であるサービス利用者に対し、チャージ指示を破棄した旨と通知して（ステップ S 2 0 9）、図 9 に示す処理手順を終了する。

【 0 1 4 1 】

〔 4 . 変形例 〕

上述してきた本実施形態は、本実施形態に係る情報処理の一例を示したものであり、種々の変更及び応用が可能である。事業者 Y システム S Y S - 4 は、任意の単位で物理的または機能的に分散または統合されていてもよい。たとえば、管理システム 1 0 0 およびチャージシステム 2 0 0 の処理機能をサービス提供装置 3 0 0 に集約し、サービス提供装置 3 0 0 が管理システム 1 0 0 およびチャージシステム 2 0 0 を実行してもよい。以下、この場合のサービス提供装置 4 0 0 の構成例について説明する。図 1 0 は、変形例に係るサービス提供装置の構成例を示す図である。

【 0 1 4 2 】

図 1 0 に示すように、変形例に係るサービス提供装置 4 0 0 は、通信部 4 1 0 と、記憶

10

20

30

40

50

部 4 2 0 と、制御部 4 3 0 とを有する。

【 0 1 4 3 】

通信部 4 1 0 は、サービス提供装置 3 0 0 が有する通信部 3 1 0 に対応する。通信部 4 1 0 は、ネットワーク N - 1 を介して、事業者 X システム S Y S - 1 や、A 銀行システム S Y S - 2 や、B 銀行システム S Y S - 3 などとの間で情報の送受信を行う。

【 0 1 4 4 】

記憶部 4 2 0 は、サービス提供装置 3 0 0 が有する記憶部 3 2 0 に対応し、制御部 4 3 0 による制御及び演算に用いられるプログラム及びデータを記憶する。図 1 0 に示すように、記憶部 4 2 0 は、アカウント情報記憶部 4 2 1 と、口座情報記憶部 4 2 2 と、チャージ指示情報記憶部 4 2 3 と、チャージ履歴記憶部 4 2 4 とを有する。

10

【 0 1 4 5 】

アカウント情報記憶部 4 2 1 は、上述の記憶部 3 2 0 が有するアカウント情報記憶部 3 2 1 に対応し、法人アカウントサービスを利用するサービス利用者に提供される法人アカウントに関するアカウント情報を記憶する。

【 0 1 4 6 】

口座情報記憶部 4 2 2 は、事業者 Y が提供する電子決済サービスを利用するために、ビジネスユーザや個人ユーザなどのサービス利用者が所有するマネー口座に関する口座情報を記憶する。口座情報記憶部 4 2 2 に記憶される口座情報は、上述の管理システム 1 0 0 により管理される口座情報（図 4 参照）に対応する。

【 0 1 4 7 】

チャージ指示情報記憶部 4 2 3 は、サービス利用者から取得されるチャージ指示情報を記憶する。チャージ指示情報記憶部 4 2 3 に記憶されるチャージ指示情報は、上述のチャージシステム 2 0 0 により管理されるチャージ指示情報（図 5 参照）に対応する。

20

【 0 1 4 8 】

チャージ履歴記憶部 4 2 4 は、上述の記憶部 3 2 0 が有するチャージ履歴記憶部 3 2 2 に対応し、法人アカウントサービスを利用するサービス利用者のチャージ指示に基づいて実行されたチャージ履歴に関する情報を記憶する。

【 0 1 4 9 】

制御部 4 3 0 は、サービス提供装置 3 0 0 が有する制御部 3 3 0 に対応しており、サービス提供装置 4 0 0 の制御や演算を実行するコントローラである。図 1 0 に示すように、制御部 4 3 0 は、受付部 4 3 1 と、管理部 4 3 2 と、割当部 4 3 3 と、チャージ部 4 3 4 と、払出部 4 3 5 と、提供部 4 3 6 とを有する。

30

【 0 1 5 0 】

受付部 4 3 1 は、上述の制御部 3 3 0 が有する受付部 3 3 1 に対応しており、デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける。受付部 4 3 1 は、サービスから受け付けたチャージ指示に関する情報をチャージ指示情報記憶部 4 2 3 に登録する。

【 0 1 5 1 】

管理部 4 3 2 は、上述の管理システム 1 0 0 により実行される処理機能を担い、事業者 Y が提供する電子決済サービスを利用するために、各サービス利用者が所有するマネー口座に対する入出金を管理する。

40

【 0 1 5 2 】

たとえば、管理部 4 3 2 は、通信部 4 1 0 を通じて、サービス利用者（たとえば、事業者 X ）の入金指示に応じて実行された入金通知を B 銀行システム S Y S - 3 から取得する。そして、管理部 4 3 2 は、取得した入金通知の内容に従って、サービス利用者（たとえば、事業者 X ）のメインウォレットに紐づくデジタルマネーの残高を加算する。たとえば、管理部 4 3 2 は、B 銀行から 4 5 0 , 0 0 0 円の入金があった旨の入金通知があった場合、メインウォレットに紐づくマネー口座に対して、4 5 0 , 0 0 0 円相当のデジタルマネーの残高を加算する。また、管理部 4 3 2 は、アカウント情報記憶部 4 2 1 に記憶されているアカウント情報のうち、チャージ指示の送信元であるサービス利用者のメインウォレットの残高情報を更新する。

50

## 【 0 1 5 3 】

割当部 4 3 3 は、上述の制御部 3 3 0 が有する割当部 3 3 2 に対応しており、割当部 4 3 3 は、受付部 4 3 1 によりチャージ指示が受け付けられた後、チャージ指示取引に充当するための原資の入金を確認されることを条件に、チャージ指示において指定されたチャージ予定額の割当を実行する。

## 【 0 1 5 4 】

チャージ部 4 3 4 は、上述のチャージシステム 2 0 0 により実行される処理機能を担い、サービス利用者からのチャージ指示に従って、マネー口座間においてデジタルマネーの移動を行うことで、マネーチャージを実行する。

## 【 0 1 5 5 】

たとえば、チャージ部 4 3 4 は、予め規定されている所定の周期（たとえば、図 1 に示す周期 T 1）でサブウォレットに割り当てられているチャージ予定額をチャージ指示取引に充当する。具体的には、チャージ部 4 3 4 は、チャージ指示のうちチャージ予定日が近いものから順に、メインウォレットの残高からチャージ予定額を充当していく。

## 【 0 1 5 6 】

また、たとえば、チャージ部 4 3 4 は、サービス利用者（たとえば、事業者 X）のチャージ指示に従って、チャージを実行する。具体的には、チャージ部 4 3 4 は、口座情報記憶部 4 2 2 に記憶されている口座情報を参照し、チャージ指示において指定されたチャージ先のアカウントに紐づくマネー口座を特定する。そして、チャージ部 4 3 4 は、特定したマネー口座に対して、サービス利用者の法人アカウントに紐づくマネー口座からチャージ予定額に対応するデジタルマネーを移動することにより、マネーチャージを実行する。

## 【 0 1 5 7 】

払出部 4 3 5 は、上述の制御部 3 3 0 が有する払出部 3 3 3 に対応しており、チャージ指示取引に充当されなかったデジタルマネーの残高を、予め規定される払出サイクルに従ってサービス利用者へ払い出す。

## 【 0 1 5 8 】

提供部 4 3 6 は、上述の制御部 3 3 0 が有する提供部 3 3 4 に対応しており、サービス利用者からの要求に応じて、チャージ指示に応じて実行したデジタルマネーのチャージに関わる詳細情報である明細情報（たとえば、図 2 参照）を提供する。

## 【 0 1 5 9 】

このように、上述の本実施形態に係る事業者 Y システム S Y S - 4 の各部を集約し、サービス提供装置 4 0 0 に物理的および機能的に統合することにより、各種サービスに関する情報を一元管理でき、効率的な処理を実現できる。また、上述の本実施形態に係る事業者 Y システム S Y S - 4 の各部を通信可能に接続するネットワーク N - 2 の配備が不要となり、サービスの提供におけるネットワーク N - 2 の通信障害の影響を排除できる。

## 【 0 1 6 0 】

## 〔 5 . ハードウェア構成 〕

また、上述してきた本実施形態に係るサービス提供装置 3 0 0、又は変形例に係るサービス提供装置 4 0 0 は、たとえば、図 1 1 に示すような構成のコンピュータ 1 0 0 0 によって実現される。図 1 1 は、本実施形態または変形例に係るサービス提供装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

## 【 0 1 6 1 】

コンピュータ 1 0 0 0 は、出力装置 1 0 1 0、入力装置 1 0 2 0 と接続され、演算装置 1 0 3 0、一次記憶装置 1 0 4 0、二次記憶装置 1 0 5 0、出力 I F (Interface) 1 0 6 0、入力 I F 1 0 7 0、ネットワーク I F 1 0 8 0 がバス 1 0 9 0 により接続された形態を有する。

## 【 0 1 6 2 】

演算装置 1 0 3 0 は、一次記憶装置 1 0 4 0 や二次記憶装置 1 0 5 0 に格納されたプログラムや入力装置 1 0 2 0 から読み出したプログラムなどに基づいて動作し、各種の処理を実行する。一次記憶装置 1 0 4 0 は、R A M など、演算装置 1 0 3 0 が各種の演算に用

10

20

30

40

50

いるデータを一次的に記憶するメモリ装置である。また、二次記憶装置 1 0 5 0 は、演算装置 1 0 3 0 が各種の演算に用いるデータや、各種のデータベースが登録される記憶装置であり、ROM (Read Only Memory)、HDD、フラッシュメモリ等により実現される。

【0163】

出力IF 1 0 6 0 は、モニタやプリンタといった各種の情報を出力する出力装置 1 0 1 0 に対し、出力対象となる情報を送信するためのインターフェイスであり、たとえば、USB (Universal Serial Bus) やDVI (Digital Visual Interface)、HDMI (登録商標) (High Definition Multimedia Interface) といった規格のコネクタにより実現される。また、入力IF 1 0 7 0 は、マウス、キーボード、およびスキャナなどといった各種の入力装置 1 0 2 0 から情報を受信するためのインターフェイスであり、たとえば、USB などにより実現される。

10

【0164】

なお、入力装置 1 0 2 0 は、たとえば、CD (Compact Disc)、DVD (Digital Versatile Disc)、PD (Phase change rewritable Disk) 等の光学記録媒体、MO (Magneto-Optical disk) などの光磁気記録媒体、テープ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリなどから情報を読み出す装置であってもよい。また、入力装置 1 0 2 0 は、USB メモリなどの外付け記憶媒体であってもよい。

【0165】

ネットワークIF 1 0 8 0 は、ネットワークNを介して他の機器からデータを受信して演算装置 1 0 3 0 へ送り、また、ネットワークNを介して演算装置 1 0 3 0 が生成したデータを他の機器へ送信する。

20

【0166】

演算装置 1 0 3 0 は、出力IF 1 0 6 0 や入力IF 1 0 7 0 を介して、出力装置 1 0 1 0 や入力装置 1 0 2 0 の制御を行う。たとえば、演算装置 1 0 3 0 は、入力装置 1 0 2 0 や二次記憶装置 1 0 5 0 からプログラムを一次記憶装置 1 0 4 0 上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。

【0167】

たとえば、コンピュータ 1 0 0 0 が本実施形態に係る情報処理装置の一例であるサービス提供装置 3 0 0 として機能する場合、コンピュータ 1 0 0 0 の演算装置 1 0 3 0 は、一次記憶装置 1 0 4 0 上にロードされたプログラム (たとえば、情報処理プログラム) を実行することにより、制御部 3 3 0 と同様の機能を実現する。すなわち、演算装置 1 0 3 0 は、一次記憶装置 1 0 4 0 上にロードされたプログラム (たとえば、情報処理プログラム) との協働により、本実施形態に係るサービス提供装置 3 0 0 による処理を実現する。

30

【0168】

また、コンピュータ 1 0 0 0 が変形例に係る情報処理装置の一例に係るサービス提供装置 4 0 0 として機能する場合、コンピュータ 1 0 0 0 の演算装置 1 0 3 0 は、一次記憶装置 1 0 4 0 上にロードされたプログラム (たとえば、情報処理プログラム) を実行することにより、制御部 4 3 0 と同様の機能を実現する。すなわち、演算装置 1 0 3 0 は、一次記憶装置 1 0 4 0 上にロードされたプログラム (たとえば、情報処理プログラム) との協働により、変形例に係るサービス提供装置 4 0 0 による処理を実現する。

40

【0169】

〔6. 効果〕

上述してきたように、本実施形態に係る情報処理装置の一例であるサービス提供装置 3 0 0 は、受付部 3 3 1 と、割当部 3 3 2 とを有する。受付部 3 3 1 は、デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける。割当部 3 3 2 は、チャージ指示が受け付けられた後、チャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するための原資の入金が確認されることを条件に、チャージ指示取引において指定されたチャージ予定額の割当を実行する。

【0170】

50

これにより、サービス提供装置 300 は、チャージ指示が受け付けられた後の残高を取り扱うことにより、サブウォレットに割り当てるマネーの用途の明確性を担保しつつ、デジタルマネーに関する各種サービスをサービス利用者に提供でき、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進できる。

【0171】

また、割当部 332 は、原資が入金される口座に紐づくメインウォレットに対して、前記原資に相当する所定の残高が加算されることを条件に、チャージ予定額の割当を実行する。

【0172】

また、割当部 332 は、チャージ指示において指定されるチャージの名目に対応するサブウォレットに対して、所定の残高からチャージ予定額を割り当てる。

10

【0173】

これらにより、サービス提供装置 300 は、サービス利用者に紐づくメインウォレットおよびサブウォレットを通じて、デジタルマネーのチャージに関わる情報を電子的に管理できる。

【0174】

また、サービス提供装置 300 は、チャージ指示取引に充当されなかったメインウォレットの残高を、予め規定する払出サイクルに従ってサービス利用者に払い出す払出部 333 をさらに有する。これにより、サービス提供装置 300 は、滞留規制を順守しつつ、デジタルマネーに関する各種サービスをサービス利用者に提供でき、デジタルマネーに関するサービスの利用を促進できる。

20

【0175】

また、サービス提供装置 300 は、サービス利用者からの要求に応じて、チャージ指示に応じて実行したデジタルマネーのチャージに関わる詳細情報を提供する提供部 334 をさらに有する。これにより、サービス提供装置 300 は、サービス利用者に対してチャージ指示に関わる入出金の流れをサービス利用者に対して詳細に把握させることができ、結果として、デジタルマネーに関するサービスの利用の促進を図ることができる。

【0176】

〔7. その他〕

以上、本実施形態および変形例のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の欄に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

30

【0177】

また、上述したサービス提供装置 300、又はサービス提供装置 400 は、機能によっては外部のプラットフォームなどを API (Application Programming Interface) やネットワークコンピューティングなどで呼び出して実現するなど、その構成を柔軟に変更できる。

【0178】

また、特許請求の範囲に記載した「部」は、「手段」や「回路」などに読み替えることができる。例えば、制御部は、制御手段や制御回路に読み替えることができる。

40

【0179】

また、本願の実施形態に記載された効果は、あくまで説明的または例示的なものであって限定的ではない。つまり、本願の実施形態は、上記の効果とともに、または上記の効果に代えて、実施形態の記載から当業者にとって明らかな他の効果を奏しうる。

【符号の説明】

【0180】

- 100 管理システム
- 200 チャージシステム
- 300 サービス提供装置
- 310 通信部

50

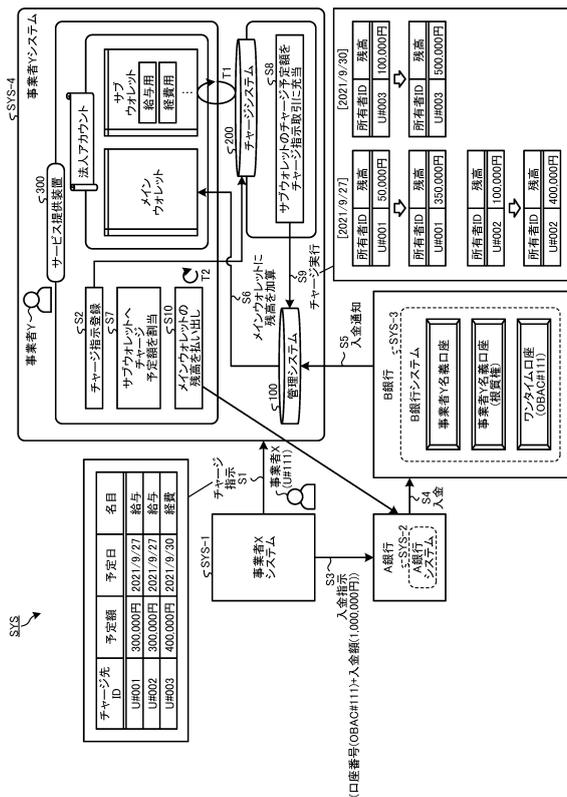
- 3 2 0 記憶部
- 3 2 1 アカウト情報記憶部
- 3 2 2 チャージ履歴記憶部
- 3 3 0 制御部
- 3 3 1 受付部
- 3 3 2 割当部
- 3 3 3 払出部
- 3 3 4 提供部
- 4 0 0 サービス提供装置
- 4 1 0 通信部
- 4 2 0 記憶部
- 4 2 1 アカウト情報記憶部
- 4 2 2 口座情報記憶部
- 4 2 3 チャージ指示情報記憶部
- 4 2 4 チャージ履歴記憶部
- 4 3 0 制御部
- 4 3 1 受付部
- 4 3 2 管理部
- 4 3 3 割当部
- 4 3 4 チャージ部
- 4 3 5 払出部
- 4 3 6 提供部

10

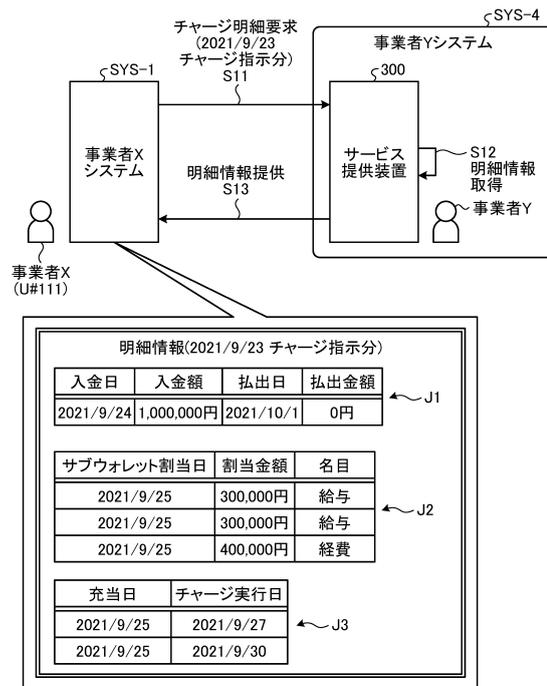
20

【 図面 】

【 図 1 】



【 図 2 】

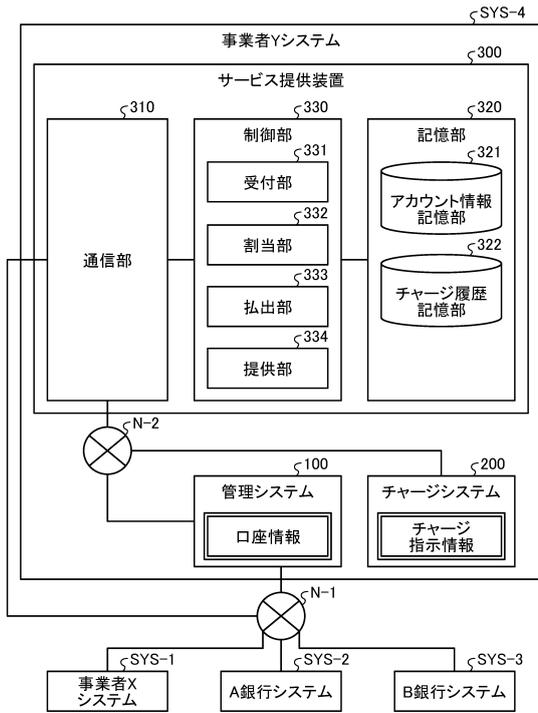


30

40

50

【 図 3 】



【 図 4 】

口座 ID	メインウォレットID (法人アカウント サービス限定)	所有者 ID	総残高	...
AC#1	-	U#001	50,000	...
AC#2	-	U#002	100,000	...
...	...	...	...	...
AC#111	MW#111	U#111	1,000,000	...
...	...	...	...	...

10

20

【 図 5 】

チャージ元 ID	チャージ先 ID	予定額	予定日	名目
U#111	U#001	300,000円	2021/9/27	給与
	U#002	300,000円	2021/9/27	給与
	U#003	400,000円	2021/9/30	経費
...	...	...	...	...

【 図 6 】

ユーザ ID	メインウォレット メインウォレットID/残高	サブウォレット		払出 サイクル	払出先	ワンタイム 口座
		サブウォレットID/割当額	サブウォレットID/割当額			
U#111	MW#111/0円	SW#111-1(給与チャージ サービス)/600,000円	SW#111-2(経費チャージ サービス)/400,000円	7日	〆銀行 〆) 123456	OBAC#111
...	...	...	...	...	...	...

30

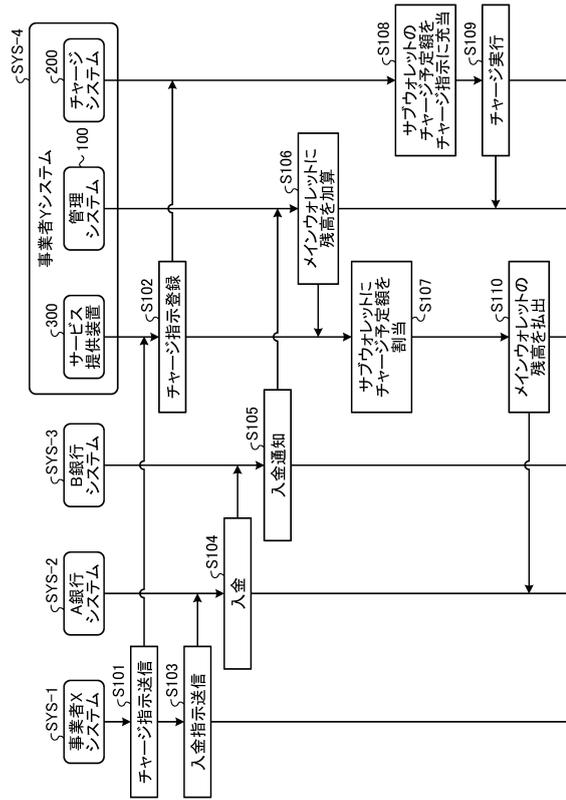
40

50

【 図 7 】

ユーザ ID	チャージ指示受付日	メインウォレット残高加算日 (B銀行入金日)	加算額	払出日	払出金額	サブウォレット割当日	割当金額 (名目)	チャージ充当日	チャージ実行日
UH001	2021/9/23	2021/9/24	1,000,000円	2021/10/1	0円	2021/9/25	300,000円(給与)	2021/9/25	2021/9/27
...	...	...	...	...	...	2021/9/25	300,000円(給与)	2021/9/25	2021/9/27
...	...	...	...	...	...	2021/9/25	400,000円(経費)	2021/9/25	2021/9/30

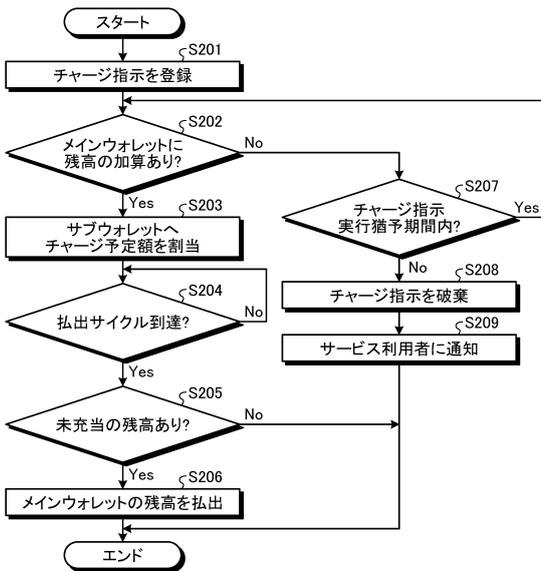
【 図 8 】



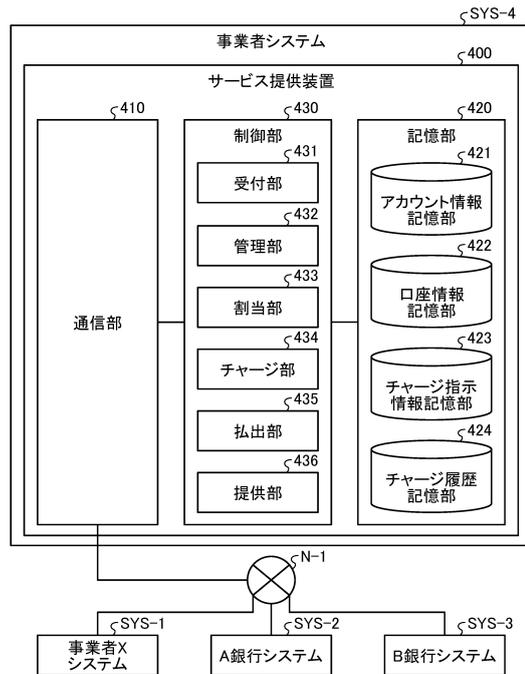
10

20

【 図 9 】



【 図 10 】

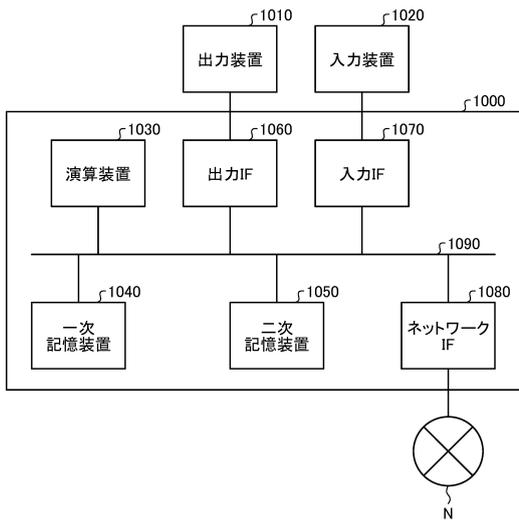


30

40

50

【 図 1 1 】



10

20

30

40

50

## 【手続補正書】

【提出日】令和4年5月2日(2022.5.2)

## 【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

## 【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける受付部と、

10

前記チャージ指示が受け付けられた後、前記サービス利用者に対応付けられている口座に対して前記チャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するための原資の入金があったことを示す入金通知を受信した場合、前記口座に予め紐付けられているメインウォレットに対して前記原資に相当する所定の残高が加算されることを条件に、前記所定の残高から前記チャージ指示取引に対応するサブウォレットに資金移動することにより、前記チャージ指示において指定されたチャージ予定額の前記サブウォレットに対する割当を実行する割当部と

を有することを特徴とする情報処理装置。

## 【請求項2】

前記割当部は、

20

前記チャージ指示において指定されるチャージの名目に対応する前記サブウォレットに対して、前記所定の残高から前記チャージ予定額を割り当てる

ことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

## 【請求項3】

前記チャージ指示取引に充当されなかった前記メインウォレットの残高を、予め規定する払出サイクルに従って前記サービス利用者へ払い出す払出部

をさらに有することを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

## 【請求項4】

前記サービス利用者からの要求に応じて、前記チャージ指示に応じて実行したデジタルマネーのチャージに関わる詳細情報を提供する提供部

30

をさらに有することを特徴とする請求項1～3のいずれか1つに記載の情報処理装置。

## 【請求項5】

コンピュータが実行する情報処理方法であって、

デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける受付工程と、

前記チャージ指示が受け付けられた後、前記サービス利用者に対応付けられている口座に対して前記チャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するための原資の入金があったことを示す入金通知を受信した場合、前記口座に予め紐付けられているメインウォレットに対して前記原資に相当する所定の残高が加算されることを条件に、前記所定の残高から前記チャージ指示取引に対応するサブウォレットに資金移動することにより、前記チャージ指示において指定されたチャージ予定額の前記サブウォレットに対する割当を実行する割当工程と

40

を含むことを特徴とする情報処理方法。

## 【請求項6】

デジタルマネーのチャージ指示をサービス利用者から受け付ける受付手順と、

前記チャージ指示が受け付けられた後、前記サービス利用者に対応付けられている口座に対して前記チャージ指示に応じたチャージ指示取引に充当するための原資の入金があったことを示す入金通知を受信した場合、前記口座に予め紐付けられているメインウォレットに対して前記原資に相当する所定の残高が加算されることを条件に、前記所定の残高から前記チャージ指示取引に対応するサブウォレットに資金移動することにより、前記チャージ指示において指定されたチャージ予定額の前記サブウォレットに対する割当を実行す

50

る 割当手順と

をコンピュータに実行させることを特徴とする情報処理プログラム。

10

20

30

40

50